

教育委員会の事務局及びその所管に属する教育機関
 人事委員会事務局
 監査委員事務局
 警察本部長並びに警察本部及び警察署
 労働委員会事務局

知事の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

知事の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令

知事の権限に属する事務の補助執行に関する規程（昭和41年岩手県訓令第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(教育委員会の事務局等の職員に補助執行させる事務)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 教育委員会の事務局の職員に補助執行させる事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3に規定する教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）に関すること。</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>5 第1項及び第2項第6号に掲げる事務について、教育委員会事務局教育企画室長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>歳出予算案の調整に関すること。</u></p>	<p>(教育委員会の事務局等の職員に補助執行させる事務)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 教育委員会の事務局の職員に補助執行させる事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>5 <u>第1項から第3項までに掲げる事務について、教育委員会事務局教育局長の専決できる事項は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>歳出予算案の調整に関すること。</u></p> <p>(2) <u>軽易な規則及び訓令の改廃に関すること。</u></p> <p>(3) <u>1件の評価額7,000万円以上の行政財産の用途廃止に関すること。</u></p> <p>(4) <u>1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円以上の普通財産の交換に関すること。</u></p> <p>(5) <u>1件の金額又は見積りの価格500万円以上（法人その他の団体からの場合は、1,000万円以上）の寄附の受入れに関すること。</u></p> <p>6 第1項第1号及び第2号並びに第2項第5号に掲げる事務について、教育委員会事務局教育企画室長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p>

<p>(2) <u>軽易な規則及び訓令の改廃に関すること。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) <u>1件の評価額3,500万円以上の行政財産の用途廃止に関すること。</u></p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) <u>1件の評価、予定又は見積りの価格3,500万円以上の普通財産の交換に関すること。</u></p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) [略]</p> <p>(17) <u>寄附（博物館及び美術館への資料の寄附にあっては、1件の金額又は見積りの価格500万円以上（法人その他の団体からの場合は、1,000万円以上）のもの）の受入れに関すること。</u></p> <p>(18) [略]</p> <p>(19) [略]</p> <p>(20) [略]</p> <p>(21) <u>第16号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円以上の債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。</u></p> <p>(22) [略]</p> <p>(23) [略]</p>	<p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) <u>1件の評価額7,000万円未満の行政財産の用途廃止に関すること。</u></p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) <u>1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円未満の普通財産の交換に関すること。</u></p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) <u>1件の金額又は見積りの価格500万円未満（法人その他の団体からの場合は、1,000万円未満）の寄附の受入れに関すること（博物館及び美術館への資料の寄附を除く。）。</u></p> <p>(16) [略]</p> <p>(17) [略]</p> <p>(18) [略]</p> <p>(19) <u>第14号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円以上の債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。</u></p> <p>(20) [略]</p> <p>(21) [略]</p>
<p>6 [略]</p> <p>7 <u>第1項第1号及び第2号並びに第2項第6号に掲げる事務について、教育委員会事務局の総括課長（総括課長が直接事務を担当する場合に限る。）、監、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>8 <u>第2項第1号及び第2号に掲げる事務について、教育委員会事務局教育企画室教育企画推進監の専決できる事項は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>大綱の公表に関すること。</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>9 <u>第1項第1号及び第2号並びに第2項第6号に掲げる事務</u></p>	<p>7 [略]</p> <p>8 <u>第1項第1号及び第2号並びに第2項第5号に掲げる事務について、教育委員会事務局の総括課長（総括課長が直接事務を担当する場合に限る。）、監、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>9 <u>第2項第1号に掲げる事務について、教育委員会事務局教育企画室教育企画推進監の専決できる事項は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) [略]</p> <p>10 <u>第1項第1号及び第2号並びに第2項第5号に掲げる事務</u></p>

<p>について、教育委員会事務局教育企画室予算財務課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>第5項第16号</u>に規定する以外の国庫支出金に関すること。</p> <p>(3)～(10) [略]</p> <p>(11) 第2号及び<u>第5項第17号</u>に規定する以外の1件の金額1億5,000万円未満の債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。</p> <p>(12)～(17) [略]</p> <p><u>10</u> 第1項第1号及び第2号並びに<u>第2項第6号</u>に掲げる事務について、教育委員会事務局教育企画室学校施設課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(13) [略]</p> <p><u>11</u> 第1項第2号及び<u>第2項第6号</u>に掲げる事務について、教育委員会事務局教育企画室営繕担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>12</u> 第1項第2号並びに<u>第2項第4号</u>及び<u>第5号</u>に掲げる事務について、教育委員会事務局教職員課厚生福利担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>13</u> <u>第2項第3号</u>に掲げる事務について、教育委員会事務局学校調整課生徒指導課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>14</u> [略]</p> <p><u>15</u> [略]</p> <p><u>16</u> <u>第2項第6号</u>に掲げる事務について、教育委員会事務局生涯学習文化財課文化財課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>17</u> [略]</p> <p><u>18</u> [略]</p> <p><u>19</u> [略]</p>	<p>について、教育委員会事務局教育企画室予算財務課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>第6項第14号</u>に規定する以外の国庫支出金に関すること。</p> <p>(3)～(10) [略]</p> <p>(11) 第2号及び<u>第6項第15号</u>に規定する以外の1件の金額1億5,000万円未満の債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。</p> <p>(12)～(17) [略]</p> <p><u>11</u> 第1項第1号及び第2号並びに<u>第2項第5号</u>に掲げる事務について、教育委員会事務局教育企画室学校施設課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(13) [略]</p> <p><u>12</u> 第1項第2号及び<u>第2項第5号</u>に掲げる事務について、教育委員会事務局教育企画室営繕担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>13</u> 第1項第2号並びに<u>第2項第3号</u>及び<u>第4号</u>に掲げる事務について、教育委員会事務局教職員課厚生福利担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>14</u> <u>第2項第2号</u>に掲げる事務について、教育委員会事務局学校調整課生徒指導課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>15</u> [略]</p> <p><u>16</u> [略]</p> <p><u>17</u> <u>第2項第5号</u>に掲げる事務について、教育委員会事務局生涯学習文化財課文化財課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>18</u> [略]</p> <p><u>19</u> [略]</p> <p><u>20</u> [略]</p>
--	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。